

幼児期における環境教育のあり方

—教育課程および「幼児期における環境教育体験活動事例集」の分析を通して—

ラトビアスポーツ教育アカデミー
三浦 裕

はじめに

子どもの数が減った少子化の時代とは言え、基本的な子どもたちの遊び方は今も昔も変わらない。昔から遊びの取り組み方はみんな同じではなく、一度の不出来で止めてしまう子もいれば、何回かトライしてできるようになる子もいる。また、何度やってもなかなかうまくいかず、それでも繰り返し何度も取り組んだりする子もいる。また、仲間の動きを静かにジューっと見ながら、その後にもう一度自分で試してみたりする子もいる。あるいは、うまくできていた先生や親の仕方を思い浮かべて、イメージしてみる子もいるかもしれない。彼らは一生懸命に挑戦することに労を惜しまない。そして、やっとのことでその取り組みがうまくいった時には、彼らの顔は満面の笑みにあふれる。このようにさまざまなタイプの子がいるため、一律そして一定の指導だけでは賄いきれない。

一方、近年では子どもの日常生活における「空間」「時間」「仲間」という3つの「間」の不十分さが指摘されている。さらに、最近ではこの3つの「間」に「居間（茶の間）」と「手間」という2つの「間」を加えた5つの「間」の重要性も指摘されてきている。この5つの「間」のうち、「空間」と「時間」をスペース、「仲間」と「居間（茶の間）」を人との関わり（コミュニケーション）、「手間」を手段・方法と解釈すれば、これら5つの「間」はすべて環境という実態に内包される要素であるにとらえることができる。このため、さまざまなタイプの子どもがいる現在、どの子にも健康に育ててほしいと考えれば、個に応じた環境の工夫が求められる。しかし、実際にどのような環境の工夫や活用があるのだろうか。

このため、本稿においてはいずれ日本の将来を担うこととなるこのような子どもたちが通う幼稚園や保育園における環境に関する教育について整理を行い、後半においてはこの年代の幼児を対象として実際に行なわれている環境を重視した体験活動の事例について報告する。

1 幼稚園とは学校か

幼稚園の位置づけについて、幼稚園は「校」がつかない「園」のため、学校ではないと考えてしまうかもしれないが、学校教育法によれば、冒頭の第一章総則第一条において、「この法律で、学校とは、幼稚園、

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする」と示されていることから、幼稚園は法令に定められているように実は歴とした学校である¹⁾。したがって、幼稚園は文部科学省所管の学校教育施設であり、満3才～小学校就学の幼児を対象とした教育機関である。

一方、保育所（園）は「児童福祉法」に基づく厚生労働省所管の児童福祉施設であり、0才～小学校就学前の保護者の事情で保育に欠ける乳幼児を対象とすることから、教育的性格を主とする学校には該当しない。この両者の性格を有するのが、近年話題となっている文部科学省・厚生労働省が所管する幼保連携型「認定こども園」である。

これら三つの組織は所管が異なり、それぞれ固有の性格を有するため内容は同一ではない。また、指導する保育者と教諭の資格なども異なるため、基本的な方針は幼稚園では「幼稚園教育要領」、保育所（園）では「保育所保育指針」、認定こども園では区分ごとの要領及び指針による。しかし、三者は同じ年齢層の子どもたちが対象となるため、あるいは親の転勤や兄弟姉妹を含めて保育所（園）から幼稚園に変更することもあるため、よりよい教育を実施するためにはこれら三者の関りを柔軟にとらえ融合性を高めることが重要である。本稿においては先述の通り、小学校・中学校へとつながる教育という観点から制定されている「幼稚園教育要領」²⁾及び「幼稚園教育要領解説」³⁾に基づく幼稚園を対象として論を進める。

2 幼稚園における教育

小学校の「小学校学習指導要領」や中学校の「中学校学習指導要領」と同様に、幼稚園においては「幼稚園教育要領」に基づき教育が実施される。いずれの要領についても、記述内容に分かりやすい説明を加えた解説も作成されている。以下には、「幼稚園教育要領解説」を中心に幼稚園における教育について整理・検討を行う。

まず、「第1章総説第1節幼稚園教育の基本」において、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする（下線筆者）」と示されている。つまり、幼児の教育は環境を通して行うものと明記されている。ここで提示されている環境という言葉は、自然環境に限らず、物的・人的・社会的環境も含めて幼児が接する生活上のあらゆる場面と言い換えることもできる。

3 幼稚園教育において育みたい資質・能力

幼児にはどのように成長してほしいのかについて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として同上解説書の第2節に示されている（表1）³⁾。ここでは「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力・人間性等」の3項目が示されており、小学校・中学校・高等学校と共通する内容となっている。なお、幼稚園においては最初の2項目に「基礎」がつけられていることから、小学校以降の基礎として位置づけられていることが分かる。

表1 育みたい資質・能力

1	知識及び技能の基礎
	豊かな体験を通じて、幼児が自ら感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりすること
2	思考力・判断力・表現力等の基礎
	気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりすること
3	学びに向かう力・人間性等
	心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとすること

4 幼稚園教育におけるねらい及び内容と領域の編成

ねらいとは、幼稚園教育において「育みたい資質・能力（表1参照）」を、幼児の生活する姿から捉えたものである。その内容はこれらのねらいを達成するために指導する領域から構成されており、具体的には「健康」「人間関係」「環境」「言葉」そして「表現」という5つの領域である（表2）。ここでは研究の主旨および紙幅の関係上、「環境」領域を中心に扱うが、どの領域も他の領域と関係を持たず独立しているということではなく、当然他の領域と密接な関係を有している。このため、領域編成はねらいに接近・到達するための学習方法上の分類と解釈するとらえ方が妥当である。つまり、それぞれが独立した授業として展開される小学校以降の教科とは、異なるのである。これは、重要なポイントである。

表2 領域とねらい・内容

領域	ねらい 内容
健康	心身の健康に関する領域
人間関係	人との関わりに関する領域
環境	身近な環境との関わりに関する領域
言葉	言葉の獲得に関する領域
表現	感性と表現に関する領域

5 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について、解説では表3の内容を示している。

表3 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

1	健康な心と体 幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
2	自立心 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
3	共同性 友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
4	道徳性・規範意識の芽生え 友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
5	社会生活との関わり 家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
6	思考力の芽生え 身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
7	自然との関わり・生命尊重 自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
8	数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気づいたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
9	言葉による伝え合い 先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
10	豊かな感性と表現 心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

以上の10項目は、多くの内容を包含しており、幼児の一日の生活全体そのものを対象としていると言える。大人にとっては当たり前の日常生活であるが、幼児にとってはこれまでに見たことも使ったこともないものなどがなければ毎日の生活にあふれている。つまり、幼児が接する場面自体のすべてを環境として捉えることができる。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は5歳児になって突然見られるようになるものではないため、5歳児を含めて3～4歳児の時期から、幼児が発達していく方向や内容について意識しておくことが重要である。また、小学校の教師と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに子どもの姿を共有するなど、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を図ることも大切である（幼小連携）。

6 「環境」領域のねらい

「幼稚園教育要領解説」においては、主として身近な環境との関わりに関する領域として「環境」を設定している（表4）。

表4 「環境」領域のねらい

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

ねらい

- (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
- (2) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

これらのねらいは、大人になるまでに一人の人間として成長する重要な時期である幼児期における環境との関わりについて、一般的な内容を示している。幼児期らしい特徴や可能性などが、包含されている。身近な環境に好奇心や関心を持つ幼児は、園内外の身近な自然に触れて遊びながら、物の性質や数といった目の前にある環境に親しむことになる。

これらの大きな3つのねらいをどのように具体的に指導していくのかについては、下記の表5に示すとおりである。

7 「環境」領域の内容

「環境」領域の内容の合計12項目（表5）のうち、項目1・3・4・5は自然環境と、また2・6・7・8・9・10・11・12は社会的・生活環境に関連する。以上の内容は、小学校以降の教科である算数・理科・美術などと同様な内容となっている。したがって、幼稚園教育要領解説における「環境」領域の内容は、小学校以降の教科に繋がる基礎の領域としてとらえることができる。この意味において、冒頭において述べたように幼稚園は学校であり、小学校以降との関わりや連携を有していることが分かる。

表5 「環境」領域の内容

1	自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
2	生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。
3	季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
4	自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。
5	身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。
6	日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
7	身近な物を大切にする。
8	身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
9	日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。
10	日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。
11	生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。
12	幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。

8 「環境」領域の内容の取扱い

それでは、具体的に幼稚園ではどのような指導が求められているのか。この内容については、「幼稚園教育要領（解説）」には例示されていない。したがって、各幼稚園の采配となるものの、その内容の取扱いについては、表6のように示されている。

これらの内容の取扱いは後出の事例と関連を持つため、主なポイントに下線（ ）をつけた。

表6 「環境」領域の内容の取扱い

（下線は筆者）

1	<u>幼児が、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心を持ち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にする</u> こと。また、他の幼児の考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。
2	<u>幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然との関わりを深めることができるよう工夫</u> すること。
3	<u>身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分から関わろうとする意欲を育てるとともに、様々な関わり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるように</u> すること。
4	<u>文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるように</u> すること。
5	<u>数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切に</u> し、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。

9 環境教育体験活動

実際に、どのような環境教育が実施されているのだろうか。幼児を対象とした具体的な環境教育の事例は文部科学省のホームページには掲載されていないため、ここでは環境省のホームページに掲載されている事例集（図1）⁴⁾を取り上げる。インターネットに接続すれば無料で閲覧できるため、参考にすることが容易である。

なぜ、環境省が、幼児の環境教育について取り組むのか。実は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（通称、環境教育等促進法）」の第9条に「国、都道府県及び市町村は、国民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする（下線筆者）」と記されているからである。また、事例集の冒頭には「幼児期の環境教育では、生きる力の基礎を培う時期として、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることが重視されています」とも記述されている。取り上げられている環境の事例内容としてはやはり環境省らしく自然環境が中心となっはいるものの、全国にまたがる幼稚園等の事例が掲載されているため、活用の工夫も幅広く、全国のさまざまな幼稚園の実態に応じて利用することができると考えられる。

この事例集のタイトルは「幼児期における環境教育体験活動事例集～環境教育で持続可能な地域へ～」である。掲載されているのは8つのカテゴリー別の事例であるが、どの事例も幼稚園や保育園が実際に実施した報告であるため、とても実践的である（表7）。

これらはいずれも幼稚園等の立地条件や地域・社会環境あるいは現代的な課題などに適応した内容が盛り込まれている。例えば、近年よく聞かれるようになった「森のようちえん」という言葉を（サブ）タイトルに使ったのは全18報告中6報告あった。以上の中から、環境教育の取扱い（表6）の中から、比較的多くの身体運動が含まれている1の「遊びの中での周囲の環境と関わり」及び命や関わりを題材とした3の「生命を大切にす気持ち」の2事例を取り上げる。

9-1 「ぎふ木育」における自然保育へのアプローチの事例

岐阜県には高い山々と多くの川があることから、「岐阜県森林づくり基本条例」が制定され、「森林環境教育・木育」が進められてきている。2012年に「ぎふ木育教室」、2013年には「ぎふ木育30年ビジョン」が策定され、さまざまな取り組みを実施している。また、「ぎふの木育教材導入支援事業」を活用し、県内の保育所、幼稚園、子育て支援センターなどに、「ぎふ木育」の専門家である「ぎふ木育推進員」を派遣する「ぎふ木育教室」が実施されている。自然や木を利用したその保育は次の5つの内容で構成されている（表8）。



図1 幼児期における環境教育体験活動事例集
～環境教育で持続可能な地域へ～

表7 事例集の目次内容

	カテゴリー	タイトル
1	自治体による 自然保育の推進事例	豊かな自然と温かな地域の中で、子どもたちの“人生の根っこ”を育む
		「ぎふ木育」における自然保育へのアプローチ
		身近な自然で実施できる～東近江市の里山保育～
2	都市部での 日常型自然保育	都市部における保育所としての森のようちえん～まち保育のススメ
		森のようちえんさんぽみちにおける自然保育の実践
3	都市部での 非日常型自然保育	都心部における非日常型森のようちえん～ノッツ森のようちえん“のあそびくらぶ”
		子ども家庭支援センターにおける自然遊びプログラムの効果について
4	地域交流を伴う 自然保育の取組	大人も子どもも共に育つ、地域につながる森のようちえん
		『おさんぽ子育て支援』のススメ
5	森林や里山等を活用した 自然保育	静岡市街地から近距離の里山を生かした野外保育ゆたかの保育活動
		森と子どもと馬をつなぐもの
6	都市部と地方との 交流事例	旅する森のようちえん～エコツーリズム手法を活用した、非日常型活動
		認定こども園 Fuji こどもの家バンビーノの森における森のようちえん型サマースクール
7	ビオトープを 活用した事例	「自然遊びで育む生きる力」
		子どもの気付きや探求の深まり～自然との共生から～
8	社会教育施設、民間企業 における自然体験活動	わかさわんしぜんはともだち～近隣市町と連携した海の自然体験の機会と場の提供
		企業社有林を活用した森の子育て広場「森のhahako園」
		持続可能な社会を支える人材づくり支援、三富今昔村（コミュニティ・プラットフォーム）で体験型環境教育

表8 自然保育の内容

	プログラム	概要
1	野遊びウォーク	施設の周辺の森や自然を歩きながら、身近な自然のおもしろさや自然物を使った遊びを学ぶことで、森へ入るきっかけをつくる
2	ままごとあそび	木のままごと皿を紙やすりで磨いた後、野外で集めた自然素材を使ってままごと遊びを行い、自由な発想で自然物を捉えるとともに、食事の作法を知るきっかけをつくる
3	木のおもちゃづくり	ぎふの身近な山の木を紙やすりで磨き、木のおもちゃ（積み木、チョロチュウ等）を作ることで、木の匂い・手触りを感じ、作った後は、みんなで遊んで楽しむ
4	木の楽器づくり	ぎふの身近な山の木を紙やすりで磨くなど木に親しみながら、楽器（木の笛、カスタネット、祭りの鈴等）をつくる。作った後は、みんなで演奏して楽しむ
5	木のアクセサリづくり	ぎふの身近な山の木を紙やすりで削り、木のアクセサリ（ペンダント等）を作り、木の匂い・手触りを感じ、それぞれが思いを込めたものづくりを体験する

実施するプログラムは幼稚園がこれら5つの中から選択するが、プログラムにかかる講師料及び講師の旅費は県が負担し、材料費については施設の負担としている。その材料費のうち木育教材の購入費については、「ぎふの木育教材導入支援事業」を活用することにより、県から補助を受けられる制度があるため、経済的な負担は軽減される。

1の野遊びウォークは日頃見ているにしてもあまり入ったことのない林や森に入ることに関心や好奇心が湧くとともに、自然の大きさ、美しさ、不思議さを感じる環境となる。また、2-5は実際の木（木材）を手にすることから、木の手触り（触感）や物質としての木の特徴そして細工するという操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになっていく。このように身近にある木を用いた場を設定することにより、幼児にとって身近な環境との関わりが始まる。

9-2 「森と子どもと馬をつなぐもの」の事例

長野県では、自然の中でもっとのびのびと子どもを育みたいと願った保護者と保育士が協力し、「はらぺこ」というプログラムを作成した。この取組では木を伐採した場所からトラックに積むことができる駐車場までその森林材（丸太）の運搬を馬搬で行い、その様子を園児と地域の小学1年生にも体験できるよう企画している。

その様子については、以下の説明がある。

・「子どもたちは迫力ある木の伐採場面を、表情のある木々が倒れていくのを複雑な気持ちで見ている。暗い斜面に光が差し込む景色と横たわっている丸太を見て、「あの木、かわいそうだね」というつぶやきをのみ込みながら、心を揺らしていた」。

普段は直立している木だが伐採されて横になっている木を見ると、「かわいそうだね」という声が出るほど、木をただ外に立っている物質としてではなく、「(切られて)、かわいそうだね」と木の気持ちになって木を命のある生き物として捉えていることが分かる。

・「小学生の中にはこの日初めて馬を見た、という子も何人かいた。その後、実際に馬が運ぶ予定の丸太を子どもたちが引っ張ってみてどのくらいの力が必要なのか体験した。自分たちの力ではなかなか進まなかった丸太を馬に装着すると、初めのうちは馬も調子が取れずうまく進まなかったが、誰ともなく「がんばれ！」と声が掛かり、みんなで「がんばれがんばれ」と応援すると、ドドッと丸太が動き出す場面にみんなが歓声を上げ馬の後を追いかけた。森という場で何かがつながった瞬間だと感じた」。

自分たちでは何人かかっても動かすことのできない丸太は馬でも大変だが、それを見ているうちに自然と「がんばれ！」という声が出るのは、馬の気持ちを理解し共感していると考えられる。普段は触ったり話したりできない馬との関係であるが、その場面にいる自分が馬のやろうとしている意味を知り、自分の気持ちとして馬に声をかけるという行動をとっている。

普段は自分以外の場所にいる木や馬を他者として見ているが、このように自然との関わりを深める場を設定することにより、幼児の豊かな感情や好奇心、思考力や表現力、そして心の安らぎの基礎が培われるのではないだろうか。

おわりに

幼稚園は教育機関ではあるが、その教育内容は小学校以降のように教科によって構成されているわけではない。幼児期の子どもたちの心身の成長や生活実態に応じた領域という構成となっている。したがって、幼児期の指導については、小学校と同様に一人ひとりの個に応じた環境の工夫が必要とされる。

例えばスポーツ指導の場合には、種目ごとに定式化あるいは低年齢化されたスポーツ自体の個別の指導というよりは、スポーツに取り組むためのさまざまな豊富で多様な身体活動や知的好奇心などを考慮した人間的な成長のための手助けを支援すると言えるかもしれない。したがって、形式化・定型化された一定のパターンのトレーニングではなく、多種多様な動きを豊富に経験させ、体の動きを調整するようにすることを目的や内容とする場（環境）の工夫が肝要である。関係文献として「幼児期運動指針」⁵⁾があるので、参考にされたい。

引用・参考文献

- 1) 文部科学省, 学校教育法, https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317990.htm (確認日: 2024年1月10日).
- 2) 文部科学省, 幼稚園教育要領, 平成29年3月告示, 東山書房, 2018.
- 3) 文部科学省, 幼稚園教育要領解説, https://www.mext.go.jp/content/1384661_3_3.pdf (確認日: 2024年1月10日).
- 4) 環境省, 幼児期における環境教育体験活動事例集～環境教育で持続可能な地域へ～, <https://www.env.go.jp/content/900499178.pdf> (確認日: 2024年1月10日).
- 5) 文部科学省, 幼児期運動指針, https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/undousisin/1319771.htm (確認日: 2024年1月10日).

— 本資料の利用における留意事項 —

- 本資料は執筆者が信頼できると判断した各種データに基づいて作成されていますが、本会がその正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料は執筆者の見解に基づき作成されたものであり、本会の統一的な見解を示すものではありません。本会は本資料を転載・引用したことによる結果について一切の責任を負いません。
- 学術研究目的以外で本資料の全文または一部を転載・複製する際には申請が必要になります。ご利用の際には本会までご連絡をお願いいたします。

公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ科学研究室
E-Mail : spolab@japan-sports.or.jp